規定の改正について

以下の規定のうち、ＪＡバンク投信ネットサービス利用規定を除く規定につきまして、2027 年１月１日付、ＪＡバンク投信ネットサービス利用規定につきましては、2027 年１月 10 日付で改正を行います。

投資信託総合取引規定

改正後	改正前
第１条　（省略） **第２条（投資信託総合取引の利用）** お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。 ①　投資信託受益権振替決済口座管理規定 ②　外国証券取引口座約款 ③　特定口座約款 ④　非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款 ⑤　投資信託累積投資規定 ⑥　「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦　ＪＡバンク投信ネットサービス利用規定 ⑧　タブレット端末等による投資信託取引特約 **第３条～第 10 条**　（省略） **第 11 条（投資信託総合取引の解約）** （省略） 2　前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①　お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ②　お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。 イ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。	**第１条**　（同左） **第２条（投資信託総合取引の利用）** お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款・規定にかかる取引のうち当組合が定める取引（この規定において「投資信託総合取引」と総称します。）を利用できます。 ①　投資信託受益権振替決済口座管理規定 ②　外国証券取引口座約款 ③　特定口座約款 ④　非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款 ⑤　投資信託累積投資規定 ⑥　「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定 ⑦　ＪＡバンク投信ネットサービス利用規定 （追加） **第３条～第 10 条**　（同左） **第 11 条（投資信託総合取引の解約）** （同左） 2　前項のほか、次の各号のいずれかに該当し、お客様との取引を継続することが不適切である場合には、当組合は投資信託総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、投資信託総合取引を解約することができるものとします。この場合、当組合は前項に準じて、お客様の投資信託については振替または換金の手続きを行います。また、外国投資信託については、換金し、金銭によりお返しします。なお、当該解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。 ①　お客様が当組合との取引申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。 ②　お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。 イ　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

改正後	改正前
ロ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ③　お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。 イ　暴力的な要求行為 ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ　風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 ホ　その他イからニに準ずる行為 ④　振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。 ⑤　この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ⑥　この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 ⑦　振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。 ⑧　④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。 第３項　（省略） **第 12 条（換金時の取扱い）** 前条に基づき、お客様の振替決済口座に記載もしくは記録されている投資信託または外国証券取引口座で保管されている外国投資信託を換金するに当たっては、当組合の定める方法によ	ロ　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。 ハ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。 ニ　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 ホ　役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。 ③　お客様が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合。 イ　暴力的な要求行為 ロ　法的な責任を超えた不当な要求行為 ハ　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ニ　風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為 ホ　その他イからニに準ずる行為 ④　振替決済口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または振替決済口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合。 ⑤　この取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。 ⑥　この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。 ⑦　振替決済口座の口座開設申込時におけるお客様の説明や提出資料の内容に偽りがあると判明した場合、または振替決済口座の口座開設後の利用状況が口座開設申込時においてお客様が行った説明や提出資料の内容と異なると判明した場合。 ⑧　④～⑦の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当組合からの確認に応じない場合。 第３項　（同左） **第 12 条（換金時の取扱い）** 前条に基づき、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託または外国証券取引口座で保管されている外国投資信託を換金するに当たっては、当組合の定める方法によ

改正後	改正前
り、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭により返還を行います。 **第 13 条、第 14 条**　（省略）	り、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭により返還を行います。 **第 13 条、第 14 条**　（同左）

投資信託受益権振替決済口座管理規定

改正後	改正前
第 1 条～第 3 条　（省略） **第 3 条の 2（共通番号の届出）** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 **第 4 条～第 18 条**　（省略）	**第 1 条～第 3 条**　（同左） **第 3 条の 2（共通番号の届出）** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 **第 4 条～第 18 条**　（同左）

外国証券取引口座約款

改正後	改正前
第 1 条～第 8 条　（省略） **第 9 条（外国証券に関する権利の処理）** 保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。 ①　保管機関に保管された外国証券の収益分配金等の果実および償還金は、当組合が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、その支払手続きにおいて、当組合が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。 ②　外国証券に関し、前号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。 ③　受益権者集会もしくは所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当組合は議決権	**第 1 条～第 8 条**　（同左） **第 9 条（外国証券に関する権利の処理）** 保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。 ①　保管機関に保管された外国証券の収益分配金等の果実および償還金は、当組合が代わって受領し、お客様あてに支払います。この場合、その支払手続きにおいて、当組合が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様の負担とし当該果実または償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。 ②　外国証券に関し、前号以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。 ③　受益権者集会または所有者集会等における議決権の行使または異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示をしない場合には、当組合は議決権の行使また

改正後	改正前
の行使または異議の申立てを行いません。 ④　第 1 号に定める収益分配金等の果実および償還金に対する、わが国以外において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きについては、当組合が代わってこれを行うことがあります。 **第 10 条～第 13 条**　（省略） **第 14 条（共通番号の届出）** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、本口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合に届け出るものとします。その際、当組合は、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 **第 14 条の 2～第 18 条**　（省略）	は異議の申立てを行いません。 ④　第 1 号に定める収益分配金等の果実ならびに償還金に対する、わが国以外において課せられる源泉徴収税にかかる軽減税率または免税の適用、還付その他の手続きについては、当組合が代わってこれを行うことがあります。 **第 10 条～第 13 条**　（同左） **第 14 条（共通番号の届出）** お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、本口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 15 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当組合に届け出るものとします。その際、当組合は、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。 **第 14 条の 2～第 18 条**　（同左）

特定口座約款

改正後	改正前
第 1 条～第 5 条　（省略） **第 6 条（特定口座開設後の取引）** （省略） 2　前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該特定累積投資勘定もしくは当該特定非課税管理勘定で行うか、または特定口座で行うかを選択するものとします。ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」第 2 条の 2 に定める特定銘柄に限ります。 **第 7 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）** お客様の特定保管勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。	**第 1 条～第 5 条**　（同左） **第 6 条（特定口座開設後の取引）** （同左） 2　前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該特定累積投資勘定もしくは当該特定非課税管理勘定で行うか、または特定口座で行うかを選択するものとします。ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」第 2 条の 2 に定める特定銘柄に限ります。 **第 7 条（特定口座に受け入れる上場株式等の範囲等）** お客様の特定保管勘定には、次の各号に定める上場株式等のみを受け入れます。

改正後	改正前
①　第 2 条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当組合で募集の取扱いにより取得した、または当組合から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。 ②　当組合以外の金融機関等に開設されているお客様の特定口座で管理されている上場株式等の全部または一部を所定の方法により当組合の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当組合が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。）。 ③　お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認によるものを除きます。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者（以下、「被相続人等」といいます。）が当組合に開設していた特定口座で管理されていた上場株式等もしくは被相続人等が当組合に開設していた法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）で管理されていた株式投資信託、または被相続人等が当組合に開設していた特定口座以外の口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされていた上場株式等で、引き続きこれらの口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされているものであって、所定の方法により当組合の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。 ④　お客様が当組合に開設されている特定口座で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。 ⑤　お客様が、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項の定めにより開設する出国口座にかかる振替口座簿に引き続き記載または記録がされている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。 ⑥　お客様が当組合に開設する非課税口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当組合に開設する特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち	①　第 2 条に定める特定口座開設届出書の提出後に、当組合で募集の取扱いにより取得した、もしくは当組合から取得した上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。 ②　当組合以外の金融機関等に開設されているお客様の特定口座で管理されている上場株式等の全部または一部を所定の方法により当組合の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）することにより受け入れるもの（ただし、当組合が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。）。 ③　お客様が贈与、相続（限定承認によるものを除きます。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認によるものを除きます。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続にかかる被相続人または当該遺贈にかかる包括遺贈者（以下、「被相続人等」といいます。）が当組合に開設していた特定口座で管理されていた上場株式等もしくは被相続人等が当組合に開設していた法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号に定める非課税口座（以下、「非課税口座」といいます。）で管理されていた株式投資信託、または被相続人等が当組合に開設していた特定口座以外の口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされていた上場株式等で、引き続きこれらの口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされているものであって、所定の方法により当組合の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。 ④　お客様が当組合に開設されている特定口座で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。 ⑤　お客様が、施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項の定めにより開設する出国口座にかかる振替口座簿に引き続き記載または記録がされている上場株式等で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。 ⑥　お客様が当組合に開設する非課税口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方法により、お客様が当組合に開設する特定口座へ移管により受け入れるもの（同一銘柄のうち

改正後	改正前
一部のみを移管する場合を除きます。）。 ⑦　お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が、法第 37 条の 14 第 18 項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりその全てを受け入れるもの。 **第 8 条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当等の範囲）** 当組合は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に定める上場株式等の配当等（ただし、国債を源泉徴収選択口座に受け入れる申込みをされていないお客様の国債の利子を除きます。）で同項の定めに基づき当組合が所得税、復興特別所得税および防衛特別所得税ならびに住民税を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当組合の本支店にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等にかかるものに限ります。）のみを受け入れます。 第 2 項、第 3 項　（省略） **第 9 条～第 14 条**　（省略） **第 15 条（源泉徴収等）** 当組合は、お客様から第 2 条第 4 項により特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合および第 3 条第 1 項により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受けた場合には、法、地方税法その他関係法令の定めに基づき、所得税、復興特別所得税および防衛特別所得税の源泉徴収ならびに株式等譲渡所得割または配当割の特別徴収、もしくは還付をします。 第 2 項　（省略） **第 16 条～第 18 条**　（省略） **第 19 条（特定口座の廃止）** この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項もしくは第 2 項、または保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 20 条のいずれかに該当したとき、または次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ①　お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきも	一部のみを移管する場合を除きます。）。 ⑦　お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が、法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないものとされた場合において、その非課税口座で購入等し、保管されている株式投資信託で、その口座からお客様の特定口座への振替の方法によりその全てを受け入れるもの。 **第 8 条（源泉徴収選択口座で受領する上場株式等の配当等の範囲）** 当組合は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に定める上場株式等の配当等（ただし、国債を源泉徴収選択口座に受け入れる申込みをされていないお客様の国債の利子を除きます。）で同項の定めに基づき当組合が所得税および復興特別所得税（追加）ならびに住民税を徴収するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当組合の本支店にかかる振替口座簿に記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等にかかるものに限ります。）のみを受け入れます。 第 2 項、第 3 項　（同左） **第 9 条～第 14 条**　（同左） **第 15 条（源泉徴収等）** 当組合は、お客様から第 2 条第 4 項により特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合および第 3 条第 1 項により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出を受けた場合には、法、地方税法その他関係法令の定めに基づき、所得税および復興特別所得税（追加）の源泉徴収ならびに株式等譲渡所得割または配当割の特別徴収、もしくは還付をします。 第 2 項　（同左） **第 16 条～第 18 条**　（同左） **第 19 条（特定口座の廃止）** この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定第 20 条のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。 ①　お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきも

改正後	改正前
のに限ります。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第 2 項 （省略） **第 20 条～第 22 条** （省略）	のに限ります。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。 ② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。 ③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。 ④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。 第 2 項 （同左） **第 20 条～第 22 条** （同左）

非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款

（改正前：非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款）

改正後	改正前
第 1 条（約款の趣旨） この約款は、お客様（第 2 条第 7 項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第 9 条の 8 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第 37 条の 14 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下、「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約、特定非課税累積投資契約および特定課税未成年者口座管理契約（法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号、第 6 号および第 10 号に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号、第 6 号および第 10 号に定める要件ならびに当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。 第 2 項、第 3 項 （省略） **第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）** （省略） 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金	**第 1 条（約款の趣旨）** この約款は、お客様（第 2 条第 7 項に規定する個人のお客様に限ります。）が租税特別措置法（以下、「法」といいます。）第 9 条の 8 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得の非課税および法第 37 条の 14 に定める非課税口座内の少額上場株式等にかかる譲渡所得等の非課税の特例（以下、「特例」といいます。）の適用を受けるため、当組合に開設する非課税口座にかかる非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約（追加）（法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6 号（追加）に規定されるものをいいます。以下同じ。）について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6 号（追加）に定める要件および当組合との権利義務関係を明確にするためのものです。 第 2 項、第 3 項 （同左） **第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出）** （同左） 2 前項にかかわらず、お客様が、すでに他の金

改正後	改正前
融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）および特定非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第11号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。	融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に特定累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第7号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）ならびに特定非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、法第37条の14第5項第8号の規定に基づき、2024年以後の各年に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じ。）が設けられている場合において、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。
第2の2項　（省略）	第2の2項　（同左）
3　前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第12号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。	3　前三項にかかわらず、お客様が、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当組合に非課税口座を再開設しようとする場合には、当組合所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じ。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出するものとします。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。
4　前四項の際、お客様には住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（お客様が租税特別措	4　前四項の際、お客様には住民票の写し、各種健康保険の資格確認書、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類を提示いただき、氏名、生年月日、住所および個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）（お客様が租税特別

改正後	改正前
置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の13第44項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。	措置法施行令（以下、「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。
第5項、第6項　（省略）	第5項、第6項　（同左）
7　非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者のお客様に限ります。ただし、未成年者特定累積投資勘定を除きます。	7　非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者のお客様に限ります。（追加）
第8項、第9項　（省略）	第8項、第9項　（同左）
10　お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第13項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または法第37条の14第27項第2号の規定により、お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合または廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。	10　お客様が当組合に提出された非課税口座開設届出書が法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当組合が受理または当組合に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または法第37条の14第21項第2号の規定により、お客様にかかる変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書にかかる提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客様にかかる提出事項（廃止年月日が同一のものに限ります。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客様が開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。
第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い） お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第18項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、または同条第28項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド	**第2条の2（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）** お客様が当組合に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当組合において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、または同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。その後、当組合において速やかに特定口座への移管を行うことといたします（税務署非承認の回答時に特定口座開設済みのお客様に限ります。）。ただし、この場合でも、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約およびそれ以外の契約の両方が可能であるファンド

改正後	改正前
（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。	（以下、当約款において「特定銘柄」といいます。）の取引に関しては、上記によらず、開設のときから一般口座での取引のままとして取り扱わせていただきます。
第３条（特定累積投資勘定の設定） お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年（未成年者特定累積投資勘定である場合には、2027年）以後の各年において設けられます。	**第３条（特定累積投資勘定の設定）** お客様が特例の適用を受けるための特定累積投資勘定は、2024年（追加）以後の各年において設けられます。
第２項～第４項　（省略）	第２項～第４項　（同左）
5　未成年者特定累積投資勘定を当組合に設けている場合、お客様がその年１月１日において18歳の年を迎えるまでの間において、非課税口座を廃止することなく当組合以外の金融商品取引業者等に未成年者特定累積投資勘定を設けることはできません。	（追加）
6　未成年者特定累積投資勘定を当組合に設けている場合、お客様がその年３月31日において18歳の年を迎えるまでの間において、特定口座で公共債を保有することはできません。	（追加）
第３条の２　（省略）	**第３条の２**　（同左）
第４条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理） （省略）	**第４条（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理）** （同左）
2　非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。	2　非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。
3　特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載または記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。	3　特定非課税累積投資契約に基づいた非課税口座内の株式投資信託の振替口座簿への記載もしくは記録は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。
第５条（金融商品取引業者等変更届出書の提出ならびに特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定の廃止） お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（特定累積投資勘定のうち、お客様がその年１月１日において18歳未満である年および出生した日の属する年の各年において設けられる勘定（以下、「未成年者特定累積投資勘定」といいます。）を除きます。以下、この項および次項において同じ。）および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月１日からその年の９月30日まで	**第５条（金融商品取引業者等変更届出書の提出および特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定の廃止）** お客様が当組合に開設されている非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定（追加）および特定非課税管理勘定を他の金融商品取引業者等に開設する非課税口座に設けようとする場合には、当該特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年の前年10月１日からその年の９月30日までの間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第37条の14第13項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしていると

改正後	改正前
の間に、当組合に金融商品取引業者等変更届出書（法第 37 条の 14 第 19 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。この場合、当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定にすでに株式投資信託の受入れをしているときは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。	きは、当該金融商品取引業者等変更届出書を受理することができません。
第 2 項　（省略）	第 2 項　（同左）
3　第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第 3 条第 1 項または第 3 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、（削除）特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第 3 条第 2 項の規定による場合は、この限りではありません。	3　第 1 項に規定される金融商品取引業者等変更届出書を提出された日の属する年の翌年以後の各年（同日の属する勘定設定期間内の各年に限ります。）においては、第 3 条第 1 項または第 3 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当組合に開設された非課税口座に新たな非課税管理勘定、累積投資勘定、または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定は設けられません。ただし、第 3 条第 2 項の規定による場合は、この限りではありません。
第 4 項　（省略）	第 4 項　（同左）
第 6 条（非課税口座廃止届出書の提出） お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第 37 条の 14 第 22 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。	**第 6 条（非課税口座廃止届出書の提出）** お客様が特例の適用を受けることをやめる場合には、非課税口座廃止届出書（法第 37 条の 14 第 16 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出するものとします。
2　前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、第 22 条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。	2　前項の非課税口座廃止届出書の提出を受けた場合、その提出を受けたときに当該非課税口座は廃止され、当該非課税口座に受け入れられていた株式投資信託については、第 11 条に規定する配当所得および譲渡所得等の非課税の適用を受けることはできません。
第 3 項　（省略）	第 3 項　（同左）
第 7 条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲） 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」、「「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。 ①　第 3 条第 4 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 120 万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60	**第 7 条（特定累積投資勘定に受け入れる株式投資信託の範囲）** 当組合は、お客様の非課税口座に設けられる特定累積投資勘定には、お客様が当組合と締結した累積投資契約（当組合の「投資信託累積投資規定」、「「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。）に基づいて取得した次に掲げる株式投資信託（累積投資上場株式等に限り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。）のみを受け入れます。 ①　第 3 条第 4 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた株式投資信託の取得対価の額（購入した株式投資信託についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が 120 万円（追加）を超えないもの（追加）。

改正後	改正前
万円）を超えないもの（次に掲げる特定累積投資勘定の区分に応じそれぞれ次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該株式投資信託を除きます。）。 イ　未成年者特定累積投資勘定以外の特定累積投資勘定　当該株式投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において当該非課税口座に受け入れている買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が 1,800 万円を超える場合。 ロ　未成年者特定累積投資勘定　当該株式投資信託を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該受入期間内に受け入れた株式投資信託の取得対価の額の合計額および当該未成年者特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の前年に未成年者特定累積投資勘定に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等の合計額が 600 万円を超える場合。 ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。 ②　当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。 第 2 項　（省略） 3　お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 もしくは施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「ＪＡの投信	ただし、当該特定累積投資上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている、買付けの委託等により取得した株式投資信託の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に前年に受け入れている株式投資信託の購入の代価の額等をいいます。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。 ②　当該特定累積投資勘定で管理されている株式投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合にかかる株式投資信託の特定累積投資勘定への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。 第 2 項　（同左） 3　お客様が当組合において、特定非課税累積投資契約に基づき特定累積投資勘定に受け入れた株式投資信託について、その株式投資信託にかかる投資信託約款の変更や流動性の低下等により、法第 37 条の 14 または施行令第 25 条の 13 第 15 項の要件を満たさなくなり、または平成 29 年内閣府告示第 540 号第 5 条に規定する対象商品廃止等届出書が提出されたことで、当組合の「投資信託累積投資規定」「「ＪＡの投信つみ

改正後	改正前
つみたてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。	たてサービス」取扱規定」によりお客様が取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄から除外されることとなった場合には、当該株式投資信託については、当該告示第5条第1項各号に該当することとなる日において、非課税口座から課税口座に払い出されます。
第7条の2、第8条　（省略）	**第7条の2、第8条**　（同左）
第9条（未成年者特定累積投資勘定の管理） 未成年者特定累積投資勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる株式投資信託は、お客様がその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。 ①　当該株式投資信託の当該非課税口座から他の保管口座への移管を行わないこと。 ②　当該株式投資信託の第8条に規定する方法以外の方法による譲渡で法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合にかかるものに限ります。）による譲渡以外のもの（当該譲渡の対価にかかる金銭その他の資産の交付が、当組合の営業所を経由して行われないものに限ります。）または贈与をしないこと。 ③　当該株式投資信託の譲渡の対価（その額が法第37条の11第4項の規定によりこれらの規定に規定する株式投資信託にかかる譲渡所得等にかかる収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）または当該株式投資信託にかかる配当等として交付を受ける金銭その他の資産（株式投資信託にかかる同法第9条の8第1項に規定する配当等で、当組合が国内における同項に規定する支払いの取扱者ではないものおよび前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当組合を経由して行われないものを除きます。）は、その受領後直ちに当該特定課税未成年者口座に預入れすること。	**（追加）** （追加）
第10条（非課税管理勘定終了時の取扱い） （省略）	**第9条（非課税管理勘定終了時の取扱い）** （同左）
第10条の2（累積投資勘定終了時の取扱い） （省略） 第2項　（省略） 3　第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。	**第9条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）** （同左） 第2項　（同左） 3　第1項の終了時点で、累積投資勘定にかかる株式投資信託は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取り扱うものとします。

改正後	改正前
① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 13 第 18 項の規定において準用する、同条第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管	① お客様が当組合に特定口座を開設していない場合、または特定口座を開設している場合で、お客様から当組合に対して施行令第 25 条の 13 第 20 項の規定において準用する、同条第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合　一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管
第 10 条の 3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）	**第 9 条の 3（特定累積投資勘定終了時の取扱い）**
（省略）	（同左）
第 10 条の 4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）	**第 9 条の 4（特定非課税管理勘定終了時の取扱い）**
（省略）	（同左）
第 11 条（累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）	**第 10 条（累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認）**
当組合は、お客様が当組合に開設する非課税口座に特定累積投資勘定（未成年者特定累積投資勘定を含みます。以下、この条において同じ。）を設定している場合において、当組合の定める方法により、お客様の所在地の変更有無を定期的に確認いたします。	（追加）
（削除）	当組合は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」（「非課税口座開設届出書」または「非課税口座簡易開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。）から 1 年を経過する日までの間（以下、「確認期間」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合および「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。 ① 当組合がお客様から住民票の写しその他租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6

改正後	改正前
	項に規定する住所等確認書類の提示またはお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合　当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所 ②　当組合からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当組合に対して提出した場合　お客様が当該書類に記載した氏名および住所
2　前項の場合において、当組合の定める一定期間内にお客様の所在地の確認ができなかった場合（削除）には、当該一定期間が経過してからお客様の所在地の確認ができるまでの間、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への株式投資信託の受入れを停止させていただきます（分配金再投資による受入れを含み、施行令第25条の13第12項各号に掲げる事由による株式投資信託の受入れを除きます。）。（削除）	2　前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に株式投資信託の受入れを行うことはできなくなります（追加）。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更にかかる「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。
3　前二項の場合において、お客様の非課税口座にかかる特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定への株式投資信託の受入れを停止した場合には、その旨を所轄税務署長に報告いたします。	（追加）
第12条（特定課税未成年者口座の設定） お客様がその年1月1日において18歳未満である年または出生した年において、特定課税未成年者口座（お客様が当組合に開設している貯金口座で、この約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、非課税口座と同時に設けられます。なお、本条に規定する貯金口座については、この約款で定められた事項と、当組合貯金規定で定められた事項で内容が異なる場合には、この約款が優先するものとし、それ以外の場合については、この約款の目的を害しない限度で貯金規定を適用するものとします。	**（追加）** （追加）
第13条（課税管理勘定における処理） お客様がその年1月1日において18歳未満である年または出生した年において、金銭の預入れは、特定課税未成年者口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき預入れがされる金	**（追加）** （追加）

改正後	改正前
銭につき、当該預入れに関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理いたします。	
第 14 条（課税管理勘定の金銭等の管理） 特定課税未成年者口座に預入れされる金銭は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、当該金銭の当該特定課税未成年者口座からの払出し（次に掲げる年の区分に応じそれぞれ次に定める払出しを除きます。）をすることはできません。 ①　お客様がその年の 3 月 31 日において 12 歳である年（以下、「特定基準年」といいます。）の前年以前の各年　非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる株式投資信託の取得のためにする払出しおよび当該株式投資信託につき災害、疾病その他の施行令第 25 条の 13 第 31 項で定めるやむを得ない事由による返還で、当該非課税口座および特定課税未成年者口座に記載もしくは記録または保管の委託または預入れがされている株式投資信託および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）（非課税口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる株式投資信託につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭の払出しをいいます。以下同じ。）がされる場合の当該金銭の払出し ②　お客様の特定基準年以後の各年　前号に定める払出しおよびお客様が当組合に対し当該株式投資信託の当該金銭の払出しを依頼する旨、当該払出しの起因となる事由（お客様の教育費または生活費の支払いに充てるためのものに限ります。）等を記載した書類の提出をした場合における当該払出し	（追加） （追加）
第 15 条（非課税口座および特定課税未成年者口座の廃止） 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等による払出しが生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該特定課税未成年者口座および当該特定課税未成年者口座と同時に設けられた非課税口座を廃止いたします。また、お客様がその年１月１日において 18 歳の年を迎えた場合には同年１月１日付でお客様の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、お客様からの申出により、当該特定課税未成年者口座を廃止します。	（追加） （追加）
第 16 条（契約不履行等事由が発生した場合の遡及課税の取扱い）	（追加）

改正後	改正前
お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに契約不履行等事由（第 9 条もしくは第 14 条に掲げる要件に該当しない事由が生じたことまたは非課税口座もしくは特定課税未成年者口座の廃止（災害等による返還等が生じたことによるものおよび出国による非課税口座の廃止を除きます。）をしたことをいいます。以下、この条において同じ。）が生じた場合には、過去に非課税で支払われた配当等や過去に非課税とされた譲渡益等について、非課税の取扱いがなかったものとみなし、次に定めるところにより、課税関係が生ずるものとします。 ①　当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払いを受けるべき非課税口座内株式投資信託の配当等については、法第 9 条の 8 第 1 項第 3 号の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該非課税口座内株式投資信託の配当等の支払いがあったものとみなして課税いたします。 ②　当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に非課税とされた非課税口座内株式投資信託の譲渡益については、法第 37 条の 14 第 1 項および第 2 項の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座内株式投資信託の特定非課税累積投資契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があったものとみなして課税いたします。 ③　当該非課税口座の開設の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に当該非課税口座内株式投資信託のお客様への返還がされた非課税口座内株式投資信託については、当該返還があった時における含み益について課税いたします。 ④　当該契約不履行等事由が生じた時に、当該非課税口座にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または保管の委託がされている非課税口座内株式投資信託については、当該契約不履行等事由が生じたことによる非課税口座の廃止に伴う払出しが行われ、当該払出し時における含み益について課税いたします。	（追加）
第 17 条（特定課税未成年者口座における入出金等の処理）	**（追加）**
お客様が特定課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によること	（追加）

改正後	改正前
といたします。 ①　当組合に開設したお客様名義の貯金口座からの入金 ②　非課税口座からの株式投資信託の解約金および非課税口座で保有する株式投資信託の分配金による入金 ③　現金での入金（依頼人がお客様またはお客様の法定代理人である場合に限ります。） なお、お客様には第 12 条に定める特定課税未成年者口座の設定に当たり、同条に定めるお客様名義の貯金口座のほか、第 1 号に定める入金のためのお客様名義の当組合貯金口座を開設していただきます。	
2　お客様の基準年の前年 12 月 31 日までに、お客様が特定課税未成年者口座から出金を行う場合には、次に定める取扱いとなります。 ①　当組合に開設したお客様名義の貯金口座への出金 ②　お客様名義の非課税口座への株式投資信託にかかるつみたて代金のための出金 ③　現金での引出し（窓口で行うものに限ります。）	（追加）
3　前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様またはお客様の法定代理人に限ることとします。	（追加）
4　お客様の法定代理人が第 2 項各号の出金等（法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号ロ（2）に規定する払出し（災害等による返還等を除きます。）に限ります。）を行う場合には、当組合は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。	（追加）
5　やむを得ない事由により、前項に定める同意を確認できない場合には、当組合は当該出金等にかかる金銭がお客様本人のために用いられることを確認することとします。	（追加）
6　お客様本人が第 2 項第 1 号および第 3 号に定める出金等を行う場合には、お客様の法定代理人の同意（同意書の提出を含みます。）が必要となります。	（追加）
第 18 条（代理人による取引の届出） お客様の代理人が、非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめ当組合に対して、代理人の届出を行っていただく必要があります。	**（追加）** （追加）
2　お客様が前項により届け出た代理人を変更しようとする場合には、あらかじめ当組合に対して、代理人の変更の届出を行っていただく必要があります。	（追加）
3　お客様の法定代理人が非課税口座および特定	（追加）

改正後	改正前
課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が成年に達した後も当該法定代理人が非課税口座および特定課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当組合に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	
4　お客様の法定代理人はお客様の親権者に限ることとします。	（追加）
第 19 条（法定代理人の変更）	（追加）
お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当組合に届出を行っていただく必要があります。	（追加）
第 20 条（12 歳を迎えた場合の取引残高の通知）	（追加）
お客様がその年 1 月 1 日において 12 歳の年を迎えた場合には、当組合は非課税口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。	（追加）
第 21 条（お客様が成年を迎えた場合の通知）	（追加）
お客様がその年 1 月 1 日において 18 歳の年を迎えた場合には、当組合は、同年 1 月 1 日付でお客様の開設している非課税口座が 18 歳以上の者を対象とする非課税口座へ移行することに伴い、移行時点の非課税口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。	（追加）
第 22 条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等）	**第 11 条（非課税口座内の株式投資信託にかかる配当所得および譲渡所得等の非課税等）**
お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当組合がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限ります。）は、所得税、復興特別所得税および防衛特別所得税ならびに住民税が課されません。	お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託にかかる収益分配金については、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に支払いを受けるもの（当組合がその収益分配金の支払事務の取扱いをするものに限ります。）は、所得税および復興特別所得税（追加）ならびに住民税が課されません。
2　お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税、復興特別所得税および防衛特別所得税ならびに住民税が課されません。	2　お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定に受け入れた株式投資信託を、当該非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日までの間に譲渡した場合、当該譲渡益については、所得税および復興特別所得税（追加）ならびに住民税が課されません。
第 3 項～第 6 項　（省略）	第 3 項～第 6 項　（同左）
第 23 条（非課税口座での取引である旨の申出）	**第 12 条（非課税口座での取引である旨の申出）**
お客様が特定非課税管理勘定を設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第 7 条の 2 第 1 項第 1 号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行	お客様が特定非課税管理勘定を設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当組合での募集の取扱いにより、第 7 条の 2 第 1 項第 1 号の定めに基づき取得した株式投資信託を当該特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合には、当該取得にかかる申込み等を行

改正後	改正前
う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円（当該特定累積投資勘定が未成年者特定累積投資勘定である場合には、60万円）を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。	う際に、また、累積投資契約により特定非課税管理勘定に受け入れようとする場合、または累積投資契約により第7条第1項第1号の定めに基づき特定累積投資勘定に受け入れようとする場合は、当該累積投資契約締結の際に、当組合に対して非課税口座での取引である旨を申し出てください。当該申出がない場合は、特定口座または一般口座に受け入れます。また、特定非課税累積投資契約に基づき、株式投資信託を特定累積投資勘定に受け入れようとする場合には、第2項後段の場合を除いて、特定口座および一般口座に受け入れることはできません。なお、特定累積投資勘定に受け入れようとする場合の累積投資契約においては、当該各年の特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に取得することとなる株式投資信託の購入の代価が、120万円（追加）を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。
第2項　（省略）	第2項　（同左）
3　前項に規定する分配金再投資については、当該年分および過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。）の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、ならびに当該年分および過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。	3　前項に規定する分配金再投資については、当該年分ならびに過去の年分の特定非課税管理勘定で保有する投資信託、ならびに過去の年分の非課税管理勘定で保有する投資信託（特定非課税管理勘定に受け入れることのできるものに限ります。）の分配金の特定非課税管理勘定での再投資、および当該年分ならびに過去の年分の特定累積投資勘定で保有する投資信託の分配金の特定累積投資勘定での再投資のみ行うことができるものとします。
4　前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座、特定口座または一般口座に受け入れます。	4　前項の規定については、当組合が適当と認める所定の手続きによって非課税口座または特定口座または一般口座に受け入れます。
5　お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。 　また、お客様が非課税口座で保有されている特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する特定銘柄の取引かを申し出てください。 　なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定もしくは累積投資勘定に受け入れ	5　お客様が非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡されるに際して、非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の株式投資信託を保有されている場合には、非課税口座での取引である旨を申し出てください。 　また、お客様が非課税口座で保有されている特定銘柄を譲渡される場合には、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定のいずれにおいて保有する特定銘柄の取引かを申し出てください。 　なお、お客様が当組合の非課税口座で保有されている株式投資信託を譲渡される場合において、当該株式投資信託と同一の銘柄を複数の非課税管理勘定または累積投資勘定に受け入れら

改正後	改正前
られている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。	れている場合、または複数の特定累積投資勘定もしくは複数の特定非課税管理勘定に受け入れられている場合には、先に受け入れられたものから譲渡することとします。ただし、当該譲渡にかかるお申込み時にお客様より特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に保有する銘柄から先に譲渡する旨の指定があった場合には、それらの勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡し、それを超える譲渡のお申込みの場合には、次いで非課税管理勘定または累積投資勘定で保有する当該銘柄のなかで先に受け入れられたものから譲渡します。
第 24 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知） お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額、数量、払出しの事由、その事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。	**第 13 条（非課税口座内の株式投資信託の払出しに関する通知）** お客様が、法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定から株式投資信託の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管にかかるものを除きます。）をした場合には、その事由が生じた日の価額に基づく価額で譲渡があったものとされ、その価額をもって払出しがあった株式投資信託を同数量新たに取得したものとみなされます。この場合、当組合は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座にかかる非課税口座内上場株式等であった株式投資信託を取得した者）に対し、当該価額および数量、払出しの事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。
第 25 条（非課税口座年間取引報告書の送付） 当組合は、法第 37 条の 14 第 41 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。	**第 14 条（非課税口座年間取引報告書の送付）** 当組合は、法第 37 条の 14 第 35 項および施行令第 25 条の 13 の 7 の定めるところにより非課税口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までに所轄税務署長に提出します。
第 26 条（届出事項の変更） （省略） 第 2 項　（省略） 3　出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 第 4 項　（省略）	**第 15 条（届出事項の変更）** （同左） 第 2 項　（同左） 3　出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第 37 条の 14 第 23 項第 1 号または第 2 号に規定する場合に応じ、当該各号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」または「出国届出書」を提出するものとします。 第 4 項　（同左）

改正後	改正前
第 27 条（取引の制限等） （省略） 第 28 条（契約の解除） この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① お客様または法定代理人が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 ② 法第 37 条の 14 第 5 項第 6 号に規定する非課税口座等廃止事由または同項第 10 号ハに規定する特定課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 法第 37 条の 14 第 33 項第 1 号の規定によりお客様が「非課税口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた日 ③ 法第 37 条の 14 第 29 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 31 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 33 項第 3 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過日の属する年の 12 月 31 日) ④ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 29 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 ⑤ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 33 項第 2 号の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 ⑥ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑦ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 第 29 条（免責事項） お客様が第 26 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当組合の責めによらない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当組合はその責めを負わないものとします。	第 16 条（取引の制限等） （同左） 第 17 条（契約の解除） この契約は、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したときは解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。また、次の各号のいずれかの事由が発生したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除され、お客様の非課税口座は廃止されるものとします。 ① お客様（追加）が当組合に対して、第 6 条第 1 項に規定する非課税口座廃止届出書を提出したとき 当該提出日 （追加） ② 法第 37 条の 14 第 23 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに法第 37 条の 14 第 25 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合 法第 37 条の 14 第 27 項（追加）の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過日の属する年の 12 月 31 日) ③ お客様が当組合に対して、法第 37 条の 14 第 23 項第 2 号に定める出国届出書を提出したとき 出国の日 ④ 非課税口座を開設しているお客様が、出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき 法第 37 条の 14 第 27 項（追加）の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 ⑤ 施行令第 25 条の 13 の 5 に定める非課税口座開設者死亡届出書の提出があったとき 当該非課税口座開設者が死亡した日 ⑥ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき 当組合が定める日 第 18 条（免責事項） お客様が第 15 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当組合の責めによらない事由により、非課税口座にかかる税制上の取扱い等に関しお客様に生じた損害については、当組合はその責めを負わないものとします。

投資信託累積投資規定

改正後	改正前
第１条、第２条　（省略） **第３条（申込方法）** （省略） 第２項　（省略） 3　お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。 なお、当組合が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当組合が別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様が特定累積投資勘定にかかる累積投資契約による取引（以下、「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当組合ホームページ等に掲載するものとします。 ただし、当該約款により、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。 第４項　（省略） **第４条（金銭の払込み）** お客様は、この契約にかかる投資信託の買付けにあてるため（第７条に定める収益分配金の再投資にかかる買付けを除きます。）、一回の払込みにつき１万円以上の金銭（以下、「払込金」といいます。）を払い込むことができます。ただし、「ＪＡの投信つみたてサービス」を利用して買い付ける場合は、一回の払込みにつき５千円以上（未成年者特定累積投資勘定または2027年1月10日以降ＪＡバンク投信ネットサービスをご利用の場合は１千円以上）の金銭を払い込むことができます。 **第５条～第10条**　（省略） **第11条（解約）** この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項もしくは第2項のいずれかに該当したとき、または次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。	**第１条、第２条**　（同左） **第３条（申込方法）** （同左） 第２項　（同左） 3　お客様が、個別の投資信託について累積投資を開始するときは、前二項により契約を締結したうえで、当組合に申し込むものとします。ただし、当組合が累積投資の対象としていない投資信託については当該申込みをすることはできません。 なお、当組合が累積投資取引の対象として定める投資信託、および当組合が別に定める「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様が特定累積投資勘定にかかる累積投資契約による取引（以下、「つみたて投資枠」といいます。）での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当組合ホームページ等に掲載するものとします。 ただし、当該約款により、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。 第４項　（同左） **第４条（金銭の払込み）** お客様は、この契約にかかる投資信託の買付けにあてるため（第７条に定める収益分配金の再投資にかかる買付けを除きます。）、一回の払込みにつき１万円以上の金銭（以下、「払込金」といいます。）を払い込むことができます。ただし、「ＪＡの投信つみたてサービス」を利用して買い付ける場合は、一回の払込みにつき５千円以上（追加）の金銭を払い込むことができます。 **第５条～第10条**　（同左） **第11条（解約）** この契約は、投資信託総合取引規定第11条第1項または第2項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものとします。

改正後	改正前
①　お客様から解約の申出があったとき。 ②　当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③　この契約にかかる投資信託が償還されたとき。 第２項　（省略）	①　お客様から解約の申出があったとき。 ②　当組合が累積投資業務を営むことができなくなったとき。 ③　この契約にかかる投資信託が償還されたとき。 第２項　（同左）

「ＪＡの投信つみたてサービス」取扱規定

改正後	改正前
第１条、第２条　（省略） **第３条（申込方法）** （省略） 第２項　（省略） 3　本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。 ただし、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」第２条の２に定める特定銘柄に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において１契約、それ以外の契約において１契約の最大２契約に限るものとします。 **第４条（振替額の引落し）** （省略） 第２項、第３項　（省略） 4　1指定銘柄当たりの振替額は5,000円以上（未成年者特定累積投資勘定または2027年１月10日以降ＪＡバンク投信ネットサービスをご利用の場合は1,000円以上）1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第５条第４項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第５項において同じ。）の各年の合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入代価の各年の合計額）が120万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。 5　年６回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引き落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当	**第１条、第２条**　（同左） **第３条（申込方法）** （同左） 第２項　（同左） 3　本サービスの契約は、1指定銘柄につき1契約に限るものとします。 ただし、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」第２条の２に定める特定銘柄に関しては、非課税口座の特定累積投資勘定の利用を目的とする契約において１契約、それ以外の契約において１契約の最大２契約に限るものとします。 **第４条（振替額の引落し）** （同左） 第２項、第３項　（同左） 4　1指定銘柄当たりの振替額は5,000円以上（追加）1,000円単位の金額とし、同一の振替日に複数の指定銘柄の振替額の引落しがある場合には、その銘柄ごとに振り替えることとします。ただし、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、当該指定銘柄の購入代価（振替額から、第５条第４項所定の手数料や消費税等を除いたものとし、所定の手数料がゼロの場合は振替額と同額とします。以下、本項および第５項において同じ。）の各年の合計額（つみたて投資枠で複数銘柄の買付けを申し込む場合は、申し込む全銘柄の購入代価の各年の合計額）が120万円を超えることとなるような振替額の指定はできません。 5　年６回まで、お客様が指定する割増した振替額を振替口座から引き落とし、指定銘柄の買付けをすることができます。ただし、お客様が当

改正後	改正前
組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、年 2 回までとします。また、つみたて投資枠で買付けしようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年の合計額が 120 万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。	組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」に基づき、つみたて投資枠での買付けをする場合は、年 2 回までとします。また、つみたて投資枠で買付けしようとする全銘柄についての、割増した振替額にかかる購入代価の各年の合計額が 120 万円を超えることとなるような振替額の割増の指定はできません。
第 6 項～第 8 項　（省略）	第 6 項～第 8 項　（同左）
第 5 条（買付方法、時期および価額）	**第 5 条（買付方法、時期および価額）**
（省略）	（同左）
2　当組合は、振替日から起算して 4 営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。 また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」に基づきつみたて投資枠での買付けまたは成長投資枠でのつみたてによる買付けをする場合、当年 12 月分の引落しによる買付けが翌年の勘定に入ることとなる場合があります。	2　当組合は、振替日から起算して 4 営業日目にお客様より買付けの申込みがあったものとして買付けを行います。なお、買付日および買付価額は当該指定銘柄の目論見書によるものとします。 また、お客様が当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」に基づきつみたて投資枠での買付けまたは成長投資枠でのつみたてによる買付けをする場合、当年 12 月分の引落しによる買付けが翌年の勘定に入ることとなる場合があります。
第 3 項、第 4 項　（省略）	第 3 項、第 4 項　（同左）
第 6 条～第 8 条　（省略）	**第 6 条～第 8 条**　（同左）
第 9 条（選定銘柄の除外）	**第 9 条（選定銘柄の除外）**
選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当組合は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当組合は、当該銘柄を本サービスで買い付けているお客様に当組合が適当と認める方法により遅滞なくご案内するものとします。 ①　当該銘柄が償還されることとなった場合または償還された場合。 ②　当該選定銘柄の買付口座数が当組合所定の口座数以下となった場合。 ③　その他当組合が必要と認める場合。	選定銘柄が次の各号のいずれかに該当した場合、当組合は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当組合は、当該銘柄を本サービスで買い付けているお客様に当組合が適当と認める方法により遅滞なくご案内するものとします。 ①　当該銘柄が償還されることとなった場合もしくは償還された場合。 ②　当該選定銘柄の買付口座数が当組合所定の口座数以下となった場合。 ③　その他当組合が必要と認める場合。
第 10 条、第 11 条　（省略）	**第 10 条、第 11 条**　（同左）
第 12 条（「ＪＡの投信つみたてサービス」の解約）	**第 12 条（「ＪＡの投信つみたてサービス」の解約）**
本サービスは、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項もしくは第 2 項のいずれかに該当したとき、または次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ①　お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。 ②　お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。	本サービスは、投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ①　お客様が当組合所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合。 ②　お客様が本サービスを 1 か年以上利用しない場合。

改正後	改正前
③　当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④　当組合が本サービスの解約を申し出た場合。 2　前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。 　なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。 ①　当該約款第 28 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合　非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ②　当該約款第 28 条（第 1 項および第 2 項を除きます。）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合　非課税口座が廃止される日 ③　お客様が当該約款第 5 条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合　特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 **第 13 条（その他）** （省略） 2　この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資、特定非課税累積投資および特定課税未成年者口座管理に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。 　なお、当組合の当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款のほか本規定にも従います。ただし、当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘	③　当組合が本サービスを営むことができなくなった場合。 ④　当組合が本サービスの解約を申し出た場合。 2　前項に定める場合のほか、お客様が「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）の規定に基づく本サービスのご利用について、次の各号のいずれかに該当することとなる場合には、各号に定める日をもって本サービスを解約する旨をお申出いただきます。 　なお、お客様が当該解約のお申出をされない場合、本サービスは継続し、当該指定銘柄は特定口座（特定口座を開設済みのお客様の場合）または一般口座での買付けとなることがありますが、その場合、当組合は、当組合の裁量により任意の時期にお客様から本サービスの解約のお申出があったものとして取り扱うことができることとします。 ①　当該約款第 17 条第 1 項第 1 号または第 2 号の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合　非課税口座が廃止される日前の当組合が指定する日 ②　当該約款第 17 条（第 1 項および第 2 項を除きます。）の規定に基づき、非課税口座が廃止される場合　非課税口座が廃止される日 ③　お客様が当該約款第 5 条の規定により特定累積投資勘定を廃止する場合　特定累積投資勘定が廃止される日前の当組合が指定する日 **第 13 条（その他）** （同左） 2　この規定に別段の定めのないときは、「投資信託総合取引規定」および同規定第 2 条各号に定める約款・規定（当組合の「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資（追加）に関する約款」（以下、本条において「当該約款」といいます。）に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款を含みます。）または指定銘柄の目論見書によるものとします。 　なお、当組合の当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠での取得のお申込みをすることができる投資信託の銘柄については、当該約款のほか本規定にも従います。ただし、当該約款に基づき、お客様がつみたて投資枠のみでの取得のお申込みをすることができる投資信託の銘

改正後	改正前
柄として、当組合ホームページ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。	柄として、当組合ホームページ等に掲載した投資信託については、つみたて投資枠以外の累積投資取引による取得のお申込みや、累積投資取引によらない取得のお申込みをすることはできません。

ＪＡバンク投信ネットサービス利用規定

改正後	改正前
第１条、第２条　（省略） **第３条（法令等の遵守）** お客様は、本サービスのご利用に当たり、本規定のほか日本国内の諸法令および金融商品取引所、投資信託の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下、「法令等」と総称します。）を遵守するものとします。 **第４条（本サービスの利用の申込み）** お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ①　日本国内に居住する個人であること。 ②　満18歳未満および満75歳以上のお客様は、第２条第１号に定める投資信託口座の開設および同第２号に定める非課税口座の開設はご利用いただけません。 ③　ＪＡサービスＩＤを保有していること。 ④　当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤　本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 ⑥　満18歳未満のお客様（未成年者特定累積投資勘定を設定している場合はその年３月31日において18歳となる年を迎えるまでの18歳のお客様を含みます。）は、第２条第３号から第８号に定めるサービスを利用できません。また、未成年者特定累積投資勘定の設定を申込みされたお客様については、その年１月１日において18歳となる年を迎えるまでは、第２条第３号に定める解約ができません。ただし、第６条ただし書きに定める満18歳未満のお客様の法定代理人が、第２条第４号、第７号および第８号に定めるサービスのうち未成年者特定累積投資勘定にかかるものを行う場合を除きます。 第２項　（省略） **第５条**　（省略） **第６条（第三者による利用の禁止等）**	**第１条、第２条**　（同左） **第３条（法令等の遵守）** お客様は、本サービスのご利用に当たり、本規定のほか日本国内の諸法令ならびに金融商品取引所、投資信託の取引等の規制を行う団体等の諸規則等（以下、「法令等」と総称します。）を遵守するものとします。 **第４条（本サービスの利用の申込み）** お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。 ①　日本国内に居住する個人であること。 ②　満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第２条第１号に定める投資信託口座および同第２号に定める非課税口座の開設はご利用いただけません。 ③　ＪＡサービスＩＤを保有していること。 ④　当組合において普通貯金口座を開設済であること。 ⑤　本サービスの内容を理解し、お客様の責任において本サービスをご利用いただけること。 （追加） 第２項　（同左） **第５条**　（同左） **第６条（第三者による利用の禁止等）**

改正後	改正前
お客様は、口座名義人であるお客様以外の者（お客様の配偶者や親族を含みます。以下、「第三者」といいます。）に本サービスを利用させることはできないものとします。ただし、満 18 歳未満のお客様の法定代理人が、当該法定代理人として第 2 条第 4 号、第 7 号および第 8 号に定めるサービスのうち未成年者特定累積投資勘定にかかるものを行う場合を除きます。	お客様は、口座名義人であるお客様以外の者（お客様の配偶者や親族を含みます。以下、「第三者」といいます。）に本サービスを利用させることはできないものとします。（追加）
第 2 項～第 4 項　（省略）	第 2 項～第 4 項　（同左）
第 7 条～第 19 条　（省略）	**第 7 条～第 19 条**　（同左）
第 20 条（注文の執行） （省略） 2　当組合は、お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しが次のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行または処理を行わない場合があります。 ①　買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき。 ②　当該注文が法令等もしくは本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当組合が認める場合。 ③　当組合が取引の健全性に照らし、不適当と認める場合。	**第 20 条（注文の執行）** （同左） 2　当組合は、お客様が本サービスを利用して行った注文および注文の取消しが次のいずれかに該当する場合は、お客様に通知することなくその執行または処理を行わない場合があります。 ①　買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき。 ②　当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当組合が認める場合。 ③　当組合が取引の健全性に照らし、不適当と認める場合。
第 21 条～第 25 条　（省略）	**第 21 条～第 25 条**　（同左）
第 26 条（本サービスの解約） 投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項もしくは第 2 項のいずれかに該当した場合、または次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。 ①　お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ②　お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③　お客様がＪＡサービスＩＤの利用を終了したとき。 ④　お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤　成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥　相続の開始があったとき。 ⑦　当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。	**第 26 条（本サービスの解約）** 投資信託総合取引規定第 11 条第 1 項または第 2 項のいずれかに該当した場合、もしくは次に掲げるいずれかに該当する場合は、本サービスは解約されます。 ①　お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。 ②　お客様の投資信託口座が解約されたとき。 ③　お客様がＪＡサービスＩＤの利用を終了したとき。 ④　お客様が法令等または本規定に違反したなど、当組合が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。 ⑤　成年後見制度の届出を受けたとき。 ⑥　相続の開始があったとき。 ⑦　当組合がサービス継続上において支障があると判断したとき。
第 27 条（免責事項） 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受もしくは受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となった	**第 27 条（免責事項）** 当組合は、次の場合に生じた損害については、その責めを負いません。 ①　災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当組合の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったこ

改正後	改正前
ことにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合またはＪＡバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ 第三者によりＪＡサービスＩＤまたはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。 ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 **第 28 条、第 29 条** （省略）	とにより生じた場合。 ② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。 ③ 当組合またはＪＡバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。 ④ 当組合以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。 ⑤ 第三者によりＪＡサービスＩＤまたはパスワードが漏洩または不正使用された場合。ただし、当該漏洩または不正使用が当組合の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではありません。 ⑥ 当組合が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。 ⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。 **第 28 条、第 29 条** （同左）

以　上

2027 年１月１日
越智今治農業協同組合